

徳島市地域おこし協力隊設置要綱

(設置)

第1条 人口減少や高齢化等の進行が著しい本市において、地域の活力を維持するためには担い手となる人材の確保が重要であり、地域外の人材を積極的に誘致し、その定住及び定着を図り、もって地域の活力維持及び地域の魅力再発見につなげるため、地域おこし協力隊推進要綱（平成21年3月31日付総行応第38号総務事務次官通知。以下「推進要綱」という。）に基づき徳島市地域おこし協力隊（以下「地域おこし協力隊」という。）を設置する。

(地域おこし協力隊の活動)

第2条 地域おこし協力隊の活動は、徳島市全域を対象とする。

2 地域おこし協力隊は、次の各号に掲げる活動を行うことができる。

- (1) 地域振興活動
- (2) 観光物産振興活動
- (3) 農林水産振興活動
- (4) 移住定住振興活動
- (5) 教育振興活動
- (6) その他本事業の目的達成のために必要な活動

(地域おこし協力隊員の任用及び委嘱)

第3条 地域おこし協力隊の隊員（以下「隊員」という。）は、次の各号に掲げる要件を全て満たす者のうちから、市長が任用し、又は委嘱する。

- (1) 生活の拠点を3大都市圏をはじめとする都市地域等（総務省「地域おこし協力隊及び地域プロジェクトマネージャーの特別交付税措置に係る地域要件確認表」に規定する地域要件区分を参照）から市内に移し、住民票を異動させた者（任用又は委嘱を受ける前に、既に市内に定住する者及び既に市内に住民票を異動させた者を除く。）
- (2) 任期満了後も徳島市に定住する意欲を持つ者
- (3) 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条に規定する欠格条項に該当しない者
- (4) 心身ともに健康で、地域おこし活動に意欲と情熱があり積極的に活動できる者

(隊員の身分)

第4条 隊員の身分は、次の各号のいずれかとし、従事する活動内容を考慮した上で、市長が決定するものとする。

- (1) 雇用隊員 市の会計年度任用職員として採用され、第2条の活動に従事する隊員をいう。
- (2) 非雇用隊員 市と雇用契約を締結せず、第2条の活動に従事する隊員をいう。

(隊員の任用及び委嘱の期間)

第5条 隊員の任用及び委嘱の期間は、次のとおりとする。

- (1) 雇用隊員 採用の日が属する会計年度の末日までの範囲内とする。ただし、その勤務実績が良好であった場合、原則2回を上限として再度任用することができる。
- (2) 非雇用隊員 1年とし、最長3年まで延長できるものとする。ただし、委嘱の期間を延長する場合には、1年ごとに延長することとする。

(活動に関する経費)

第6条 市長は、第2条に規定する活動に必要な経費を予算の範囲内で支給するものとする。

2 第2条に規定する活動に必要な旅費は、職員旅費支給条例（昭和37年徳島市条例第27号）及び職員旅費支給条例施行規則（昭和37年徳島市規則第27号）の例による。

(給与、報償、活動時間その他の活動条件及び身分取扱い)

第7条 市長は、予算の範囲内で雇用隊員に対しては給与を、非雇用隊員に対しては報償金を支給する。

2 雇用隊員の給与、活動時間その他の活動条件及び身分の取り扱いについては、次に定めるとおりとする。

(1) 雇用隊員の給料は、徳島市会計年度任用職員の給与その他の給付に関する条例（令和元年徳島市条例第10号）の規定による。

(2) 雇用隊員の活動時間その他の活動条件及び身分の取扱いについては、会計年度任用職員の任用等に関する規則（令和元年徳島市規則第25号）の規定による。

3 非雇用隊員の報償、活動時間その他の活動条件及び身分の取扱いについては、次に定めるとおりとする。

(1) 非雇用隊員の報償費は、月額23万3,000円を上限とする。ただし、活動に資する高い専門性や実務経験を有する者として、市長が認める場合は、月額27万5,000円を上限とする。なお、活動日数が20日に満たない場合は、1日当たり11,650円が上限の日割り計算による支給とする。

(2) 第1号に規定する報償の支給日は、翌月20日とする。ただし、その日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。）又は日曜日若しくは土曜日に当たるときは、その日以前においてその日に最も近い休日又は日曜日若しくは土曜日でない日を支給日とする。

(3) 市長は、災害その他特別の事情により必要と認める場合には、前号に規定する支給日を変更することができる。

(4) 前各号に掲げるもののほか、活動時間その他の活動条件及び身分の取扱いに関する必要な事項は、別途募集要項等で定める。

(隊員の解任)

第8条 市長は、隊員が次の各号のいずれかに該当する場合は、第5条の規定にかかわらず、直ちにこれを解任又は解嘱することができる。

- (1) 隊員本人から退任の願い出があった場合
- (2) 隊員としてふさわしくない行為があった場合
- (3) 疾病、事故等により、地域おこし協力隊の活動が継続できなくなった場合

(秘密を守る義務)

第9条 隊員は、活動上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また同様とする。

(市の役割)

第10条 市は、地域おこし協力隊の活動が円滑に実施できるよう、次に掲げる事項を行うものとする。

- (1) 隊員の活動に関する総合調整
- (2) 隊員が活動を行う地域との調整及び住民への周知
- (3) 隊員の活動終了後の定住支援
- (4) その他地域おこし協力隊の活動に関して必要な事項

2 市は、隊員が行う活動に必要な住居を提供するものとする。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。